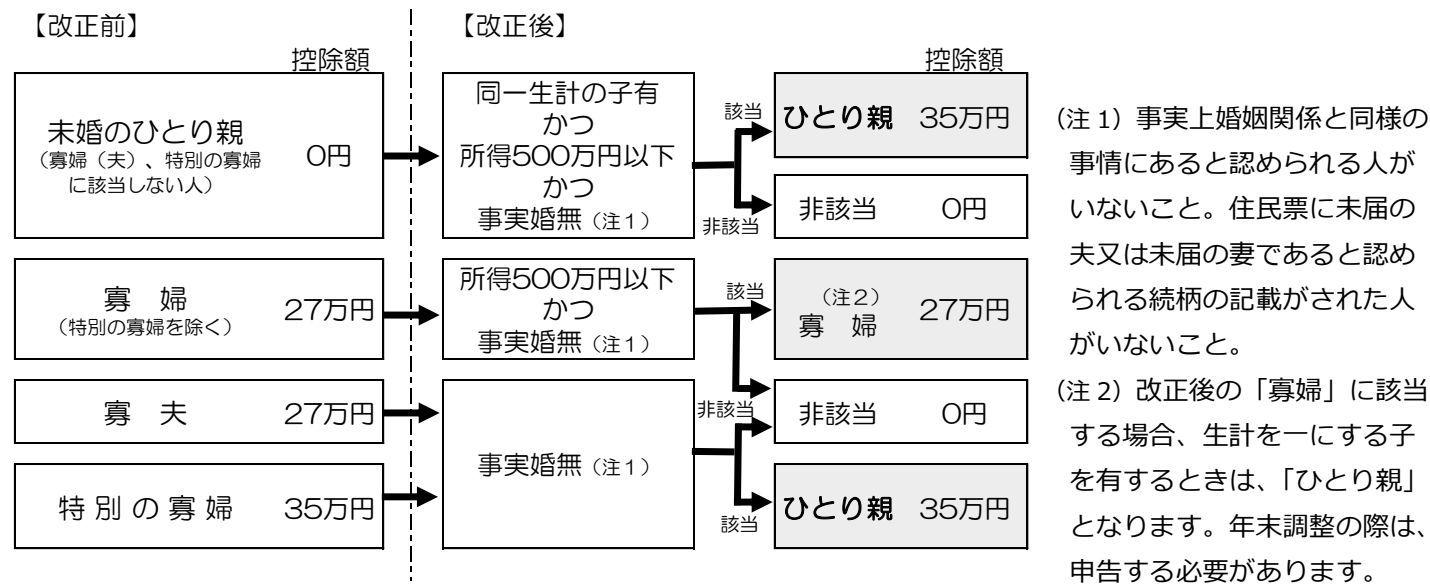


4 寡婦・ひとり親控除の適用判定のフロー図



5 摘要欄への記載について

【同一生計配偶者】

同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以上の受給者の配偶者については、「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄には記載せず、摘要欄に配偶者の氏名(例「氏名(同配)」)を記載してください。

また障害者控除の適用がある場合には、摘要欄に対象者氏名(例「氏名(普通障害3級)」)を記載してください。

【③所得金額調整控除(裏面)の適用がある場合】

摘要欄に「扶養親族の氏名(調整)」、「同一生計配偶者の氏名(同配)」と記載してください。

ただし、「(源泉・特別)控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族」欄に氏名を記載する場合は、摘要欄への記載を省略できます。

6 扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

扶養親族、同一生計配偶者、源泉控除対象者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられ、下表のとおり改正されました。

扶養親族等区分	所得金額要件
同一生計配偶者	48万円以下
扶養親族	48万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者(注1)	48万円超133万円以下
勤労学生	75万円以下

(注1) 配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額区分についても、それぞれ10万円引き上げられました。

*左記のほか、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に参入する金額の最低保障額が55万円(改正前:65万円)に引き下げられました。

7 退職者等の異動届出書の提出について

給与支払報告書を提出した受給者について、退職・転職等の異動があった場合は、**令和3年4月15日(木)までに**「給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。

なお、現在特別徴収を行っている方で異動があった場合は、速やかに「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。なお、給与から差し引く税額が無い方も届出が必要です。



令和

3

年度分

給与支払報告書の提出について

都城市 市民税課

給与支払報告書は、市・県民税の計算のもととなる大切な資料です。令和3年2月1日(月)までの提出をお願いします。総括表及び給与支払報告書の様式が変更となっています。

「③」(令和3年度)と記載された新しい様式を提出ください。

給与支払報告書や総括表の様式等は、都城市ホームページからダウンロードできます。

都城市ホームページ <https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/>

【掲載場所】 トップページ <暮らし・手続き>税金>

個人住民税の特別徴収>給与支払報告書の提出

提出期限

令和3年2月1日(月)

提出先及び問合せ先

市民税課(本庁舎2階12番)

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号

電話 0986-23-2123(直通) FAX 0986-23-6325

1 給与支払報告書の対象者及び提出先について

令和3年1月1日時点、都城市に住所を有する方

令和2年中にお支払いされたすべての給与等について、給与支払報告書を作成してください。なお提出先は、令和3年1月1日時点における住所地の各市町村となります。住所地が都城市以外の場合は、住所地の市町村に提出してください。

2 総括表の作成について

都城市では、事業所指定番号等を記載した「給与支払報告書(総括表)」を送付しています。都城市が作成した総括表を必ず提出してください。なお、事業所で作成された総括表を提出される際は、都城市が作成した総括表を必ず添付してください。

*該当者がいない場合は、総括表の報告人員に『0』と記載して総括表のみ提出してください。

【記入例】

③ 給与支払報告書(総括表)		都城市	指定番号
			1-00123456
都市市長宛	令和 年 月 日提出		
給与の支払期間	令和 2 年 1 月分から 12 月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		
フリガナ	キリンマボンチ	事業種目	小売販売
給与支払者の氏名又は名称	株式会社 霧島ぼんち	受給者総人員	55 人
フリガナ		特別徴収対象者	46 人
〒	885-0000	普通徴収対象者(退職者及び退職予定者)	3 人
同上の所在地	都城市姫城町6-21	普通徴収対象者(退職者を除く)	1 人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		報告人員の合計	50 人
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	総務部 管理給与課 給与係 氏名 都城 次郎 (電話 0986-23-0000) 内線(1234)	所轄 税務署名	都城 税務署
給与支払者の氏名及び電話番号	都城市税理士事務所 (電話 0986-23-0000)	給与の支払方法及びその期日	月給、毎月21日
		納入書の送付	必要・不要

基本的に受給者はすべて「特別徴収」となります。

「特別徴収できない受給者」に限り普通徴収することができます。普通徴収申請書の申請理由を確認し、提出する給与支払報告書の枚数と一致するか確認してください。

一人につき1枚の提出をお願いします。

内容の確認で連絡をする際に必要となりますので、ご記入をお願いします。